

会長発言(骨子)

平成22年8月3日(火)企業会計審議会総会

- 連結の会計基準は、EUの同等性評価を踏まえ、東京合意に沿い、コンバージェンスを着実に実施。
- 連結と単体の関係については、中間報告のとおり、連結先行のアプローチ(ダイナミック・アプローチ)。
 - 具体的には、単体の会計基準は、個々の基準毎に、連と単を一致することに伴う諸々のコスト・ベネフィット、連と単を分離することに伴う諸々のコスト・ベネフィットを考慮した上で、最終的にASBJが判断(個々の基準で、会計処理の選択適用を許容することもあり得る)。連結と単体のズレの期間、幅は、経営や内外の会計を巡る諸状況(税、会社法を含む)により大きく異なる。
 - この連と単の関係についてのアプローチは、今後その是非を判断予定であるIFRSの強制適用が仮に行われた場合についても、基本的にあてはまるもの。
 - 今後も引き続き、IASBの国際会計基準の設定に対し、我が国としての経営実務や慣行・それを踏まえた会計の考え方等の意見発信が重要である。
- ASBJの基準策定プロセスについて、単体のコンバージェンスの程度をより広い見地から判断するため、より幅広く、産業界等のステークホルダーの声を反映すべき、との意見が聞かれた。
 - これに対し、ASBJからは、基準開発を行う上で、作成者・利用者・監査人等の関係者の意見を、十分お聞きすることが最も重要であり、参考となる意見を積極的に伺っていきたい。同時に、ASBJは基準設定主体として厳格な独立性が求められており、最終的な判断は委員会での確に行っていきたい、との発言。
 - 公益財団法人財務会計基準機構(FASF)理事長より、「ASBJが、引き続き、連と単双方の日本の会計基準(J—GAAP)の策定主体であるべき。今後、会計基準設定主体の独立性を確保しつつ、基準策定機能の強化及びそのための産業界を含む各ステークホルダーによるバックアップ強化のための方策を検討し、審議会にご報告したい」旨の申し出。
- 金商法及び会社法上、単体へのIFRS適用については、経済界からの要望があり、今後、特に会社法における制度整備等の検討が必要。企業会計審議会としても今後、IFRSの連結への強制適用の是非を判断する際に、次のステップの選択肢として単体への任意適用を認める、という方向性を示すことができれば、と考えている。
- 金商法における単体情報については、その投資情報としての有用性の観点に加え、会社法で単体の計算書類が作成され株主に届けられ、その情報は、投資家にも開示すべき、との観点から、引き続き開示すべき。単体の見直し(簡素化等)は行う。
- 連と単の関係は非常に難しい問題であり、関係者一丸となった対応が必要。

平成 22 年 9 月 28 日

単体財務諸表に関する検討会議の設置について

公益財団法人 財務会計基準機構

この度、関係者のご協力により、「単体財務諸表に関する検討会議（以下「本検討会議」）」を設置することとなりましたので、委員及びオブザーバーの名簿とともに公表いたします。

1. 設置の趣旨

現在、我が国では、会計基準のコンバージェンスを進めていますが、単体財務諸表については、連結先行のアプローチを採用することが企業会計審議会の意見書に記載されているものの、具体的にどのように進めていくかが議論となっています。

このような状況の中、本年 8 月に開催された企業会計審議会において、その取扱いに関して、当財団が、企業会計基準委員会（ASBJ）の独立性を確保しつつ、基準設定機能の強化及びそのための産業界を含む各ステークホルダーによるバックアップ強化の方策を検討することとなりました。

これらの状況を踏まえ、単体財務諸表のコンバージェンスを当面どのように取り扱うべきかについて、ハイレベルな意見を聴取するために、本検討会議を公益財団法人財務会計基準機構内に設置することと致しました。

本検討会議では、個々の会計基準毎に、関係者の意見を聴取検討の上、対応の方向性についての考え方を集約致します。企業会計基準委員会は、本検討会議の意見を十分斟酌し最終判断を行うこととなります。

2. 検討会議の構成

次頁をご参照ください。

<お問い合わせ先>

公益財団法人 財務会計基準機構

電話番号：03-5510-2760

「単体財務諸表に関する検討会議」名簿

(順不同)

議長（予定）	萩原 敏孝	公益財団法人財務会計基準機構 理事長
副議長（予定）	増田 宏一	日本公認会計士協会 相談役
委員	武井 優	東京電力株式会社 取締役副社長
	村岡富美雄	株式会社東芝 取締役代表執行役副社長
	谷口 進一	新日本製鐵株式会社 代表取締役副社長
	中村 豊明	株式会社日立製作所 代表執行役 執行役専務
	野崎 邦夫	住友化学株式会社 常務執行役員
	岡田 譲治	三井物産株式会社 常務執行役員 CFO 補佐兼 経理部長
	國部 毅	株式会社三井住友銀行 取締役専務執行役員
	久保田政一	社団法人日本経済団体連合会 専務理事
	山崎 彰三	日本公認会計士協会 会長
	岩熊 博之	株式会社東京証券取引所グループ 取締役兼 代表執行役専務
	萩原 清人	社団法人日本証券アナリスト協会 専務理事

(オブザーバー)

金融庁

法務省

経済産業省

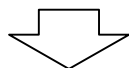
西川 郁生 企業会計基準委員会委員長

以 上

「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」 （平成 21 年 6 月 30 日・企業会計審議会）の概要

1. 我が国企業への I F R S 適用に向けた基本的考え方

- 投資者にとって財務報告の品質や国際的な比較可能性の向上、企業や監査人、我が国金融資本市場の国際的競争力の強化など



- ロードマップ(工程表)を作成し、具体的な展望を明示、様々な課題に取り組んでいく必要
- 今後の状況変化に応じ柔軟に対応していくことが重要
- I F R S を我が国企業へ適用する前提として、I F R S と我が国の会計基準との間でコンバージェンスを着実に推進していることが必要
- これまで我が国において確立してきた取引慣行や会計実務、更には税務との関係にも考慮し、コンバージェンスの加速化を前提に、「連結先行」の考え方を応用し、IFRS の適用対象は、上場企業の連結財務諸表

2. I F R S 適用に向けての諸課題

- 我が国会計基準が国際的に高品質であることが認知され続けるよう、コンバージェンスを継続していくことが不可欠
- A S B J に我が国における最高レベルの人材や会計に関する知見を結集することが不可欠
資金的基盤についても、幅広い市場関係者による安定的な財源を確保が重要
I A S B の基準設定の早期の段階から I A S B に対して積極的かつ効果的な意見発信を行っていくことが重要
- I A S C F のガバナンス改革
- 投資者、作成者、監査人、当局、教育関係者、市場開設者をはじめとする関係者における I F R S に対する実務の対応、教育・訓練

- 会計基準改訂への対応方針・対応状況、適切なマニュアルの策定状況、会計基準（ＩＦＲＳを含む。）に関する研修の実施状況（外部研修への参加を含む。）を有価証券報告書等の記載事項と位置づけ、提出会社は、これらの情報を開示できるようにする。
- ＩＦＲＳに基づき作成された財務諸表の監査に関与する監査人は、ＩＦＲＳについての一定の教育、研修等を受け、知識、能力及び経験を有していること、ＩＦＲＳに基づく財務諸表監査を行う監査事務所は、教育・研修、業務の実施、審査等の方針設定等を含めた体制整備を行うことが必要である。

3. 任意適用

（１） 任意適用の対象

以下の条件の全てを満たす上場企業の連結財務諸表

- ① 継続的に適正な財務諸表が作成・開示されていること
- ② ＩＦＲＳによる財務報告について適切な体制を整備していること
- ③ ＩＦＲＳに基づく社内の会計処理方法のマニュアル等を定め、有価証券報告書等で開示すること
- ④ 国際的な財務活動又は事業活動を行っている企業

（２） 並行開示

- 導入初年度における開示（前年度及び当年度財務諸表各１年分）に限定（導入初年度の並行開示（旧基準に基づく当年度分）については、監査人の監査の対象としない）。
- （継続的な並行開示に代えて、）ＩＦＲＳと我が国会計基準の重要な数量的な差異の注記にとどめる。

（３） 適用するＩＦＲＳ

ＩＡＳＢが作成したＩＦＲＳをそのまま適用する。

（４） 時期

２０１０年３月期の年度の連結財務諸表から

（５） 個別財務諸表の取扱い

日本基準に基づき作成。

ただし、連結対象会社を有さず連結財務諸表を作成していない上場企業：我が国の会計基準による個別財務諸表に加えて、追加的な情報として監査を受けた I F R S による個別財務諸表を作成・開示できる。

4. 将来的な強制適用

我が国企業に I F R S を強制適用するとした場合の道筋を具体的に示し、前広に対応。

- (1) 強制適用の判断の時期
2012 年を目途とする。
- (2) 強制適用の対象
上場企業の連結財務諸表
- (3) 強制適用の時期・方法
 - 2012 年に I F R S の上場企業への強制適用を判断した場合、強制適用の開始時期は、2015 年又は 2016 年
 - 段階的に移行する方法と一斉に移行する方法との両案が併記。いずれの方法とするかは、将来の強制適用の判断時点で決定。
(段階的な移行の場合であっても比較可能性の観点から日本基準と IFRS が並存する期間は長くとも 3 年程度)
- (4) 個別財務諸表の取扱い
強制適用の是非を判断する際に、幅広い見地から検討を行う。
- (5) 非上場企業への任意適用の取扱い
非上場の中小・中堅規模企業については、IFRS の適用は慎重に考えるべき